



平成31年4月20日

## 「働き方改革への助成金」

今回は「働き方改革」を進める会社への助成金をピックアップしてみました。

### 1. 「キャリアアップ助成金」

正社員化コース	有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換または直接雇用した場合
賃金規定等改定コース	有期契約労働者等の賃金規定等を増額改定し、昇給を図った場合
健康診断制度コース	有期契約労働者等を対象にした法定外の健康診断制度を新たに規定・実施した場合
賃金規定等共通化コース	有期契約労働者等と正規雇用労働者との共通の賃金規定等を新たに規定・適用した場合
諸手当制度共通化コース	有期契約労働者等と正規雇用労働者との共通の諸手当制度を新たに規定・適用した場合
選択的適用拡大導入時 処遇改善コース	500人以下の企業で短時間労働者の社会保険の適用拡大を導入する際に、有期契約労働者等の賃金引き上げを実施した場合
短時間労働者労働時間 延長コース	短時間労働者の週所定労働時間を延長すると同時に社会保険に加入させた場合

生産性を向上させた場合(生産性要件を満たす場合)には、その助成額または助成率が上乘せされます。

### 2. 「時間外労働等改善助成金」

時間外労働上限 設定コース	時間外労働の上限設定を行うことを目的として、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施し、改善の成果を上げた場合
勤務間インターバル 導入コース	勤務間インターバル制度を導入することを目的として、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施し、改善の成果を上げた場合
職場意識改善 コース	所定労働時間の削減、年次有給休暇取得促進に取り組むこと等を目的として、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施し、改善の成果を上げた場合
団体推進コース	3社以上で組織する中小企業の事業主団体において、傘下企業の労働時間短縮や賃金引き上げに向けた生産性向上に資する取組に対して、その経費を助成
テレワークコース	在宅またはサテライトオフィスにおいて就業するテレワークに取り組む中小企業事業主に対して助成

生産性を高めながら労働時間の短縮等に取り組む事業主に対して支給される助成金です。成果目標の達成度合いによって助成率等が異なる場合があります。

### 3. 「業務改善助成金」

生産性向上のための設備投資やサービスの利用などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。

事業場内最低賃金の引上げ額が30円以上、40円以上の2つのコースがあります。

### 4. 「その他の助成金」

人材確保 等支援 助成金	人事評価改善等 助成コース	生産性向上に資する能力評価を含む人事評価制度を整備し、定期昇給等のみによらない賃金制度を設けることを通じて生産性向上、賃金アップと離職率低下を図る事業主に対して助成
	設備改善等支援 コース	生産性向上に資する設備等への投資を通じて、生産性向上、雇用管理改善(賃金アップ)等を図る事業主に対して助成
人材開発支援助成金		通常の業務を離れて行う社員訓練(OFF-JT)や通常の業務の中で行う社員訓練(OJT)について、経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成
65歳超雇用推進助成金		65歳以降の継続雇用延長や定年引き上げ、高齢者向けの機械設備導入等を行う事業主に対して助成
両立支援等助成金		育児休業の円滑な取得・職場復帰の支援や代替要員の確保等を行った事業主に対して助成

さてさて、気になる助成金はありましたでしょうか？